二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
装束町二丁目二六・字保素理一六九の一・一六九の二・一六九の五・二三四・七〇〇・字かろうと谷八一〇・八一二・字からをと谷八八七・字かろと原八九四（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年四月十八日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　栃木県大田原市須佐木字久沢二〇六〇から二〇六二まで、二〇六三の一から二〇六三の七まで、二〇六四の一、二〇六四の二、二〇六五、二〇六六、二〇七四、二〇七五、二〇七七の一から二〇七七の三まで、字葭ケ沢二〇七八の一から二〇七八の四まで、字町入二一一八、字田中山二一一九、字九沢二一二一、二一二二の一、二一二二の二、二一二四から二一二六まで
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年四月十八日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市長崎字月岡一四一七の三から一四一七の八まで、一四一七の一〇から一四一七の一二まで、一四一八の一、一四一八の四、一七七九から一七八五まで、一七八七から一七八九まで、一七九一の一、一七九一の二、一七九三、一八〇〇、一八一〇の一、一八一〇の二、一八一一、一八一四、一八一五、一八一八、一八二〇、一八二二から一八二五まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年四月十八日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　新潟県妙高市大字上堀之内字築田二七三、二七四、二八六、字北山二七六、二七八、二七九の一から二七九の三まで、二八〇から二八五まで、二八五の一、字口上畑四二一から四三八まで、四八五の一、四八五の二、四八六から四八九まで、四八九の一、四九〇の甲、四九〇の乙、四九一、字谷四八二の一、四八二の二、四八三の一、四八三の二、四九三、四九四、四九五の一、四九五の二、四九六から四九九まで、五〇〇の一、五〇〇の二、五〇一、五〇二、五〇二の子、五〇三から五一一まで、五一二の一、五一三、五一四、五一五の一、五一六の一、五一七の一から五一七の三まで、五一八、五二一、五二二、五二三の一から五二三の四まで、五二四、五二七、五二八の一、五二八の二、字屋敷添四八四、字地蔵堂五二九の一、五二九の二、五三〇から五三三まで、五三九、五五二の一、五五二の二、五五三、大字姫川原字池ノ上三六一九の二、三六一九の二四、三六一九の三三、三六二〇、三六二〇の二、三六二一の子四、三六二一の丑四、三六二一の寅四、三六二一の卯四、三六二一の午四、三六二一の酉三、三六二一の亥三、三六二一の六、三六二一の七、三六二一の三三、三六二四から三六三一まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年四月十八日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　新潟県長岡市大積町二丁目字六社甲一四四四、甲一四四五の一から甲一四四五の三まで、甲一四四五の五、甲一四四五の六、甲一四四六、甲一四四七、甲一四四七の子、甲一四四八から甲一四五三まで、甲一四五四の一、甲一四五四の二、甲一四五五、甲一四六七、甲一四六七の子
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年四月十八日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　佐賀県神埼郡吉野ヶ里町松隈字屋敷原一〇〇五の一・一〇〇五の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び吉野ヶ里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年四月十八日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市東山代町滝川内字壱ノ川四三〇、四三一、四三二の一から四三二の三まで、四三二の六、四三二の七、四三二の一二、四三三から四三五まで、四三六の一、四三六の二、四三七、四三八の一、四三八の二、四四〇、四四一、四四一の一、四四二、四四四、四四六、四四七の一、四四七の二、四四九
二　指定の目的　水源の涵養